

## 知的財産権部は未知の世界への入口

山 田 真 紀\*

### 1. はじめに

東京地方裁判所民事部において、知的財産権に関する訴訟を専門的に扱う知的財産権部（以下「知財部」という。）は、現在、29部、40部、46部、47部の4か部設けられている。平成17年度は、裁判官17人が在籍し、その他に、特許庁での審判官等の経験者や弁理士の方で、いずれも技術的な分野の専門家であり、知的財産に関する調査などを行う裁判所調査官も7人所属している。

知財部に配属された裁判官、とりわけ、知財訴訟の経験も数えるほどで、技術的な知識に必ずしも明るくない者にとって、知財部での生活は、様々な未知の世界の扉を開ける毎日である。平成16年4月の異動で民事第29部に配属された私も、まさにそのような日々を送っていた。

そういった状況で、平成16年11月、また別の未知の世界に突入する事態が生じた。「知的財産権専門研修（長期）」という聞き慣れない名称の研修である。

### 2. 知財部裁判官の研修制度

知財部に配属される裁判官は、日々の事件処理を通して知財訴訟や技術に関する知識を習得していくわけであるが、こういった日常的な仕事において研さんを積むほかに、自主的な勉強会や裁判所外の研究会等への参加などを通じて見識を深めたり、海外での研修（マックスプランク知的財産研究所やアメリカのワシントン大

学の知財セミナーでの研修など）によって比較法的な観点を養うなどの機会が用意されている。これらに加えて、平成16年度から始まったのが、知的財産権専門研修である。この研修制度には、①短期のものと、②長期のものがあり、平成16年度については、①が、独立行政法人理化学研究所に2週間派遣される研修、②が、東京理科大学専門職大学院総合科学技術経営研究科に約3か月派遣される研修であった。

### 3. 東京理科大学専門職大学院総合科学技術経営研究科

東京理科大学専門職大学院総合科学技術経営研究科というのは、東京理科大学が平成16年4月に開講した大学院で、一言でいえば、技術者のためのビジネススクールであると考えている（異論もあると思われるが、個人的な認識なのでご了承いただきたい）。MOT大学院と略称されていて、1年コースあるいは2年コースを修了すると技術経営修士号が授与される。

MOTというのは、Management of Technologyの頭文字をとったもので、アメリカのマサチューセッツ工科大学に設けられていたコースが始まりのようである。最近、日本でもいくつかの大学でこの種の講座が設置されている。技術力に優れていると評価されながら国際競争力の点で見劣りすると言われる日本企業を立て直すには、技術と経営を結びつけることができる、経営の分かる技術者を育てる必要があるとの認識

\* 東京地方裁判所判事 Maki YAMADA

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

が背景にある。

東京理科大では、平日昼間と土曜日のカリキュラムを1年間で履修する1年コースと、平日夜間と土曜日のカリキュラムを2年間で履修する2年コースを設けている。いずれも、1年間で4つの学期に分け、それぞれの学期で授業は完結する。土曜日の午後は、外部講師による講演や、グループあるいは個人の研究の時間となっている。授業科目としては、経営戦略やマーケティング、財務会計といったビジネススクールの科目のほか、情報技術、医療技術、ナノテクノロジー、知的財産法などの科目も用意されている。学生の平均年齢は30代半ばといったところであろうか。企業から派遣されている者はごくわずかで、大部分は、自ら学費を負担して通っている。ほとんどの学生は、企業に勤務しており、入社後10年程度経過して一通りの仕事を経験した段階で、より広い視野を得る、会社全体の業務を見通すことができるようなスキルを得ることによって、ステップアップを図りたい、会社に貢献したい、あるいは、近い将来起業するためのノウハウ・人脈作りをしたい、といった様々な思いから受講しているようである。

東京理科大MOT大学院は、大学の本部がある神楽坂キャンパス内ではなく、飯田橋駅に近いビルのワンフロアに設けられている。事務室と、専任教授の研究室、学生のためのゼミ室や教室があり、授業は、その他のビルの部屋なども使用して行われている。

#### 4. 研修の内容

平成16年度に私が受けた研修は、このMOT大学院の第4学期に特別研修員として参加し、授業を聴講し、研究指導を受けるというものであった。専任教授の研究室の並びに研修員控え室を設けていただき、パソコンなどの貸与も受けることとなった。

研修1か月ほど前になって、ようやく、MOT大学院がどのようなところであるか、おおよそ理解することができた。当初は、いったいどのような研修を行うのか見当もつかなかったが、東京理科大での研修を受けると言うことと必ずといっていいほど聞かれた「白衣を着て実験とかするの?」という質問にも、自信をもって(?)違うと答えられるようになった。しかし、問題は、そこに行って、知財部裁判官として何をすることができるのかである。技術を評価する視点を得るといふ一応の目標を立てたものの、具体的なイメージがつかめないまま、東京理科大MOT大学院での研修は始まった。

授業は、火曜日を除く平日夜間(午後6時30分から午後9時40分まで)のものと、土曜日の午前中から午後にかけてのものを聴講した。「ベンチャー・起業家論」、「技術と社会」、「技術評価論」、「新産業創出論」、そして「知的財産戦略」である。「知的財産戦略」に現在の職務との親和性を感じたほかは、法律科目が懐かしく思えるような、「未知」の雰囲気満載である。さらに、他の学期に行われた授業についても、希望したところ、6人の先生の特別講義を受けることができた。土曜日の午後にかかれた外部講師による講演では、「楽しく、大きく、インパクトのある研究をする」「技術の構造とイノベーション」「我が国におけるベンチャーの課題と展望」「ダメな買収、幸せな買収」といった内容で、これらも、裁判所ではなかなか接することができない世界の話であった。その他、指導してくださった教授のご配慮で、企業の研究所等を訪問するプログラムが設けられ、5社の研究所等を見学し、研究開発内容や知財戦略についての説明を受ける機会を得た。それぞれの研究所で、研究開発を担当されている研究者・技術者の方から説明を受け、実際の研究現場を見学することによって、多少なりとも、地道な研究開発の積重ねの持つ重みが実感でき

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

たように思う。それぞれの研究所が、所属する企業の雰囲気（企業風土ともいえるかもしれない。）を持っているように感じられたのも印象的であった。

結局、月曜日から金曜日まで、朝9時ころに研究室に行き、夜10時過ぎに帰宅し、土曜日もほとんど1日大学で過ごすというスケジュールであった。研究所の訪問の際は、1日もしくは半日をそれに費やし、その後授業に出ることとなった。しかも、多数の文献（ビジネス書や経営に関する書籍で、今まで縁がなかったもの）や資料を読む、それなりにハードな毎日で（もっとも、この間の仕事は免除されていたので、これで「ハード」などというとお叱りを受けそうであるが。）、あつという間に研修期間が経過した。そして、振り返って考えると、実に贅沢な、充実した研修であった。

果たして、研修の目標は達成されたのかという点であるが、その結論を出せる段階ではない、というのが正直なところである。何か即効性のある結果を生じさせるものではなく、視野を広げ、裁判官としての見識を高める材料を提供するという性質の研修なのではないかと感じている。ただ、実際の企業の例を取り上げたケース・スタディや、企業勤務経験のある教授陣の

体験に裏付けられた話、研究所での研究開発現場の見学等から、企業の活力（想像力、スピード感、柔軟性、組織力）を垣間見ることができ、経営とはどういうものなのかを考える機会を与えてもらい、技術が製品となって利益を生み出すまでの組織の力の大きさを実感することができた、と思う。そして、それは、技術を評価する視点と言うかどうかは別にして、知財訴訟の理解に「臨場感」を与えてくれるのではないか、という思いを抱いている。さらに、何よりも、教授陣の熱意と学生の意欲に圧倒され、刺激を受け、自らの仕事に対する姿勢を見直す契機となったことが何よりの成果であったと思っている。

## 5. さいごに

以上が、知財部で遭遇する未知の世界の一例としての研修の紹介である。知財部に所属する者として、このような研修を経て、また、日々の研さんを積み重ねていくことによって、「未知」の世界をできるだけ「既知」のものにできるよう、少なくとも、自己喪失感に陥るようなことがないようにしていきたいと感じている。

（原稿受領日 2005年7月12日）